

Weekly Report

第440号
平成30年 1月 9日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

30年1月から適用される主な税制は

◆今月から適用開始となる主な税制

◎配偶者控除・配偶者特別控除の見直し……配偶者控除等は、納税者本人の所得金額が1千万円（給与収入のみの場合は1220万円）以下であり、生計を一にする配偶者の所得金額が123万円（同201万円）以下の場合が適用対象となります（納税者の所得金額が900万円超の場合は控除額が逡減）。

◎つみたてNISAの新設……年間40万円を投資上限として、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を定期かつ継続的な方法（積立投資）で買付けた場合、配当や売買益が最長20年間、非課税となります。なお、通常のNISA（年間投資上限120万円、非課税期間5年）との選択制です。

◎医療費控除の適用を受ける場合の手続……確定申告の際、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を申告書に添付して提出することになりました（31年分まで従来どおり領収書の添付も可能）。なお、健康保険組合等が発行する医療費通知（医療費

のお知らせなど）を添付する場合は、明細書の記入を簡略化できます。

◎広大地評価の見直し……相続等により取得した広大地（三大都市圏は500m²以上、それ以外の地域は1km²以上の地積の宅地）の評価について、面積に応じて比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直します。

◎生命保険契約等に係る支払調書の提出……保険会社等が税務署へ提出する支払調書について、生命保険契約等の契約者変更が行われた場合も提出が義務となります。

給与所得者が行う還付申告について

29年分の所得税の確定申告は、2月16日～3月15日までとなります。

給与所得者の場合、給与収入が2千万円超の方や、給与以外の所得（退職所得を除く）が20万円超の方などは確定申告を行う必要がありますが、大部分の方は年末調整で所得税が精算されているため、確定申告は必要ありません。

ただし、年末調整では受けることができない医療費控除や雑損控除などを適用する場合には、還付を受けるための申告（還付申告）を行う必要があります。

この還付申告は、確定申告期間に関係なく1月から行うことができ、期間は5年間です。

1月は税務事務が集中・お早目のご準備を！

- ★法定調書……源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を税務署に提出。
 - ★給与支払報告書……給与支払額に関わらず各人（昨年途中で退職した人も含む）の本年1月1日現在の住所地を管轄する市町村等に、複写分と併せて2通とも提出。
 - ★償却資産申告書……本年1月1日現在所有する土地及び家屋以外の機械・備品などの償却資産について、市町村等の固定資産税課に提出。
- ◎提出期限は全て1月31日（火）です。